



今年7月に行った秋田市消防操法大会にて。地域の消防団が日頃の訓練の成果を競い合いました

市長コラム

日っネ心

秋田市長 ● 穂積 志(もとむ)

総理大臣表彰！われらが秋田市消防団

この秋の行楽シーズン、何度かあった3連休もおおむね穏やかな好天に恵まれ、季節を存分に楽しめたかたも多かったのではないのでしょうか。ただ一方では気候変動による災害列島といわれる昨今、豪雨や台風の直撃を受けた被災地では今なお避難所生活を余儀なくされていることも事実です。

そんな中、先般うれしいニュースがありました。昨年7月の豪雨災害での活動が認められ、秋田市消防団が今年の防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞しました。9月13日に表彰式が総理官邸で行われ、同20日には倉田芳浩団長と佐々木 徹副団長が市役所に報告に来てくれました。

国土交通省の推薦要旨は、豪雨の期間、人的被害などを最小限にとどめたのは、昼夜を問わず市内全域で河川の警戒巡視や土のう積み、排水活動、住民の避難誘導、ボートによる人命救助などを適切に実施した結果であり、その功績は極めて顕著である、とのことでした。

した。私としても災害時に即時・的確に対応するためには、常備消防に加え、日頃から最前線で活動し、地理や家族構成など、地域の実情に詳しい団員のかたがたの協力が不可欠だということを改めて痛感しました。

さて消防団に関して私の胸に深く残っている出来事があります。

以前に東北市長会が福島県相馬市で開催された際、東日本大震災消防団員顕彰碑を訪れ手を合わせてきたことでした。これには、津波に襲われながらも最後まで市民を避難誘導し殉職した10人の消防団員の氏名と年齢、そして碑文が刻まれていました。全員が30代40代で、皆それぞれに仕事を頑張

り家族を愛し希望にあふれた将来があっただろうと思うと、その無念さに胸が押しつぶされそうでした。碑文をご紹介します(抜粋)。
団員ハ能ク其ノ職務ヲ遂行シ
津波被災人口五千四百余ノ内
九割ヲ誘導セシム
団員ヲ懸命ナル救難ナカリセバ

更ニ被害甚大ナルベシ
市民一同痛惜ノ念断腸ノ如シ
相馬市ハ勇氣ト郷土愛ヲ稱エ
永久ニ顕彰スルモノナリ

格調がありジーンと胸を打つ文章に、相馬市民の感謝と敬意と、未来に向けて忘れてはならない、という決意を感じます。実際に相馬市では殉職した団員の子どもたちの教育について、学力向上のためのお手伝いや支援金、奨学金などの補助制度なども講じているとのことでした。

余談ですが、実は私もかつて新屋分団に所属し夜回りや水防訓練に参加していました。実際の火災現場にも何回か出動しています。

「火事場の馬鹿力」という言葉がありますが、よくもあの重い器具やホースを持てたものだ、後から振り返ったこともありました。

季節は晩秋から初冬へ、そろそろ冬支度を考える時期になります。火の元には十分に注意され、しっかりと寒さ対策をしたうえでみなさん健康にお過ごしください。

台湾・台南市と

たいなん

「交流協力に関する合意書」を締結しました



台南市政府永華市政センターにて、交流協力に関する合意書を締結した穂積市長と台南市・黄偉哲市長

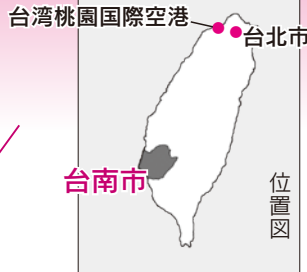
問い合わせ 観光振興課 ☎(888)5602

平成29年に秋田公立美術大学と台南應用科技大学が国際交流協定を締結したことを契機に、観光や文化、スポーツなどの分野で交流を続けてきた台南市と、さらなる交流の促進に向けて、10月5日、「秋田市と台南市との交流協力に関する合意書」を締結しました。

台南市は、台湾の南西部に位置する人口約185万人の都市で、史跡や文化財などの歴史的建造物と近代的建造物が併存する古都であり、台湾のグルメが集まる美食のまちとしても知られています。この合意書に基づき、台南市とは、さまざまな相互交流の促進に取り組んでいきます。

台南市について

- 面積 2,219.2 km² (秋田市の2倍以上)
- 市の木 鳳凰木 ● 市の花 胡蝶蘭
- 気候 亜熱帯モンスーン気候に属し、一年を通じて温暖で雨が少なく(5〜7月は雨季)



近代的なビルが立ち並ぶ市街地



歴史ある町並みが残る「神農街」

国民健康保険 後期高齢者医療保険



紙の保険証の発行は 12月1日まで

問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5633
後期高齢医療課 ☎(888)5638

今年12月2日(月)以降はマイナ保険証(保険証として利用登録したマイナンバーカード)に移行し、現行の紙の保険証は発行されなくなります。

発行済の保険証は、経過措置により次の期限まで使用できます。

国民健康保険

…令和7年12月1日(月)まで

後期高齢者医療保険

…令和7年7月31日(木)まで

- ◆ 期限後は、マイナ保険証が下記に記載の資格確認書を使用してください
- ◆ 12月2日以降、紙の保険証の記載事項に変更があった場合は資格確認書「か」資格情報のお知らせを郵送します
- ◆ マイナ保険証をお持ちのかたへ、資格情報を確認できるお知らせを来年郵送予定です

マイナ保険証に 移行していないかたへ



マイナンバーカードを作っていないかたや、作ったものの保険証の利用登録をしていないかたなどへ、現行の保険証と同様に利用できる「資格確認書」を来年郵送予定です。

紙の保険証を紛失した場合：12月2日以降は新規に発行されませんが、マイナ保険証を使用するか、「資格確認書」の申請をしてください。

70〜74歳以上のかたが対象の 「高齢受給者証」をお持ちのかたへ

12月1日までに70歳になるかた

…一部負担割合が記載された現行の「高齢受給者証」を郵送します

12月2日以降に70歳になるかた

…マイナ保険証あり ▶ 一部負担割合が記載されたお知らせを郵送します

…マイナ保険証なし ▶ 一部負担割合が記載された「資格確認書」を郵送します

マイナンバーカードを 保険証として利用するためには

登録が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。市役所1階の国保年金課や後期高齢医療課でも手続きをサポートしています。